

令和7年度 芸術銀河・地域文化サポート事業補助金募集要項

1 事業内容

みやぎ県民文化創造の祭典（愛称：芸術銀河）実行委員会では、文化芸術及び地域の文化資源などの活用を通じて地域独自の魅力を見出し、地域住民と地域に関わる人々と協働しながら、文化芸術が地域の課題（まちづくり、産業、福祉等）を解決する一助となる県内の文化芸術活動を支援します。

2 主催

みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会

3 事業期間

補助金交付決定の日から令和8年2月28日（土）まで

4 補助概要

対象となる事業、補助率、補助上限額、件数は下記のとおりです。

事業内容	補助率	補助上限額	件数
地域の魅力向上や課題解決に寄与する文化芸術活動であり、以下の要件を全て満たすこと。 ①文化芸術及び地域の文化資源（地域の歴史、伝統芸能、美術、音楽、風土など）を活用していること。 ②会員等の特定のものを対象とする活動ではないこと。 ③地域の住民や団体等との連携・協働が図られていること。（連携・協働の相手方は文化芸術分野に限らない。） ④地域の魅力や価値を高め、県内外に発信できる内容であること。 ⑤実施体制が確立し、本補助事業が終了した後も、継続・発展が見込めること。 ⑥営利を目的としないこと。	10/10	1,000 千円	3 件程度

※ 同事業（補助対象経費）に対して、他の補助金・交付金等と重複して補助を受けることはできません。

5 実施地域

宮城県内（事業の関連企画として、一部県外で実施する場合も可とする。）

6 対象経費

次表のとおりとします。

費 目	内 容
報償費	企画・調査料、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金 等
制作費	作品等制作料、作品等実演費、賃借料（美術作品、機材等）等
委託費	業務委託費（会場設営・撤去等）
会場使用料	会場使用料（付帯設備費を含む）、（現地制作に係る）稽古場・作業工房・機材等の使用料等、舞台スタッフ費等
運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費 等
保険料	展示品保険、イベント保険 等
旅費	交通費、宿泊費（素泊分費に限る。上限 11,800 円）
通信費	郵送料、通信費 等
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、チラシ・ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費 等
人件費	事務整理・交通整理員等賃金、労災保険等 ※本事業で臨時に雇用し、給与を支給する場合
消耗品費	本事業の制作や発表活動等で使用する物品代等の消耗品費、燃料費

※ 対象経費は、事業の実施に必要不可欠な直接的な経費と認められるもので、かつ支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

※ 対象とならない経費は下記のとおりです。

- ・団体の運営に関する経費（人件費、事務所賃料、電話等の契約料、光熱水費、生活雑貨、ウェブサイト管理料、ウェブ会議サービス月額使用料等）
- ・航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等）、先進事例等の視察旅費
- ・行政機関に支払う手数料（印紙代、ビザ取得経費等）
- ・金融機関、宅配業者等に支払う手数料（振込手数料、代引き手数料等）
- ・手土産代
- ・飲食に係る経費（取材・打ち合わせ時の飲食代、交際費、接待費、レセプション・パーティー費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類）
- ・事業に直接関わりの無い経費（パソコン・コピー機、カメラ・ビデオ機器、プリンター等）
- ・施設整備費
- ・会場の貸出業を行っていることが客観的に明らかでない会場の使用料
- ・海外傷害保険等の各種保険料（イベント保険、美術品借用に伴うものは除く）
- ・有償で配布する図録等の印刷費
- ・クラウドファンディングの返礼品
- ・交付決定を受ける前に支出した経費
- ・予備費・雑費等使途が曖昧な経費
- ・その他、領収書等が無く根拠がない経費、交付決定時の金額を著しく上回る経費、会長が社会通念上適切でないと認めた経費

7 応募手続き

芸術銀河ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、下記応募期間内に Logo フォームでの申請又は郵送で提出してください。

【提出書類】 補助金交付申請書（様式第 1 号）

事業計画書（様式第 2 号）

収支予算書（様式第 3 号）

団体規約及び役員名簿

その他会長が必要と認める書類

【応募期間】 令和 7 年 7 月 1 6 日（水）～ 8 月 1 8 日（月）【必着】

【送付先】

① LoGo フォーム（みやぎ電子申請システム）

U R L <https://logoform.jp/form/GQGB/1124283>

② 郵送（郵送に係る費用は申請者負担とします。）

宛先は「1 1 お問い合わせ」を参照願います。

8 審査について

（1）審査の方法

事前に書類審査を行い、審査を通過した団体には、有識者等による審査会においてプレゼンテーションを実施し、審査を行い、厳正かつ総合的に判断して決定します。

※ 応募書類の内容について追加の資料提出、質問に対する回答を求める場合もあります。

※ 選考結果に関する質問及び異議申し立てには一切応じられません。

※ プレゼンテーションの日時は、8 月 2 5 日（月）頃までに、書類審査通過の団体に個別に電子メール等でお知らせします。

（2）審査のポイント

下記の審査ポイントにより審査を行います。

1	実現性	企画力があり、実施・進捗管理が可能な体制、活動場所、予算、スケジュールの妥当性が確保されているか。
2	課題解決性	地域の課題に関して分析されており、その課題の解決に結びつく可能性があると考えられる活動であるか。
3	必要性 又は地域性	当該地域や当該活動団体であるからこそ新しく取り組むことのできる活動であるか。
4	弾力性 又は柔軟性	地域における人とのつながりなど、活動環境に応じて柔軟に対応できる活動であるか。
5	持続性	今回の補助が終了した後も、文化芸術活動を継続して行うことができ、地域での発展が期待できるか。
6	波及性	協働・共創する新たな関与者を得て、地域内や他の活動団体・創

		作者へ広がっていく活動であるか。
--	--	------------------

(3) 審査結果

審査結果は、電子メール等にて通知します。

9 スケジュール

1	募集期間	令和7年7月16日（水）～8月18日（月）
2	審査	令和7年8月中旬～下旬
3	採択結果通知（内示）	令和7年8月下旬
4	交付申請受付	令和7年9月上旬～中旬
5	交付決定	令和7年9月内
6	事業実施期間	交付決定の日～令和8年2月28日（土）
7	事業実施報告	令和8年3月内

10 事業実施にあたっての注意点

(1) 補助金の減額

補助金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違している点があると判明した場合、また本事業の要綱等や法令に違反した場合は、交付決定を取消し、補助金の返還を命じることがあります。

(2) 選定結果・活動内容の公表

選定された活動については、団体等の名称、活動の概要、活動の状況等の情報を芸術銀河のホームページを始め広報媒体等で公表します。

(3) 安全への配慮

活動に当たっては安全等に配慮してください。事故等が発生した場合は、責任をもって対処するとともに、速やかに芸術銀河事務局まで報告してください。

(4) 経過の報告

活動の進捗状況、実績等について、事務局の求めに応じて報告してください。

11 お問い合わせ

〒980-8570 仙台市本町3丁目8番1号

宮城県環境生活部消費生活・文化課内

みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）事務局

TEL：022-211-2527 FAX：022-211-2592

E-mail：geijutuginga@pref.miyagi.lg.jp